

令和6年度施設等利用給付(保育料無償化)現況確認

よくあるご質問について

No.	質問	回答
1	現況届を提出する対象は誰ですか。	令和6年11月1日現在、新2号、新3号認定を持っている方となります。
2	現況届を提出しないと、いつから給付が受けられなくなりますか。	現況届の提出がない場合、令和7年1月から3月分の利用料から給付を受けられなくなります。審査完了後、請求することが可能です。
3	就労証明書等を最近提出しているので、何もしなくていいですか。	電子申請フォームにて、手続きをお願いいたします。 ※添付書類の添付は不要です。
4	実は、保育の必要性を満たさなくなりました。	認定の取消し等の手続きがありますので、下の認定変更用フォームから手続きをお願いいたします。 なお、場合によっては既に給付を受けた分について、返還いただくことがあります。
5	兄弟で認定を受けていますが、就労証明書等はそれぞれ用意しますか。	就労証明書等の証明書類はご兄弟で1部で構いません。
6	電子申請にて、添付書類を後日提出しましたが、どのように提出したらよいですか。	以下、いずれかで提出してください。 ① いばらき電子申請・届出サービスの「就労証明書等提出フォーム(1号、新1・2・3号認定用)」 ② みらいこども課窓口(伊奈庁舎)もしくはおやこ・まるまるサポートセンター窓口(市民センター) ③ みらいこども課宛てに郵送
7	新2・3号認定がもうすぐ終わるのですが。(保育園入所決定等により)	新2・3号認定が令和6年12月31日までで終了する方は、現況届の手続きは不要です。

表中にない疑問点がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

(お問い合わせ先)

つくばみらい市役所保健福祉部こども局

みらいこども課 保育推進係

TEL:0297-58-2111(内線 4204)